

平成21年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

経済・雇用政策総室（内線：7223）→事業実施：雇用人材総室

2目 労働福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																										
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源																																											
お父さんも子育てを！推奨事業	500	2,000	△1,500				500																																											
トータルコスト	1,329千円（前年度 4,360千円）																																																	
従事する職員数	正職員：0.1人																																																	
主な業務内容	奨励金の支給																																																	
事業内容の説明																																																		
<p>1 事業の概要 中小企業における仕事と子育ての両立支援を図るため、男性労働者に育児のための休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給する。</p>																																																		
<p>2 事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>支給要件</td> <td colspan="8"> 男性労働者に、配偶者の出産後1年以内に、「育児のための休業」を取得させた事業主（主たる事業所（本社）が県内に所在する中小企業）に奨励金を支給。 【支給要件の緩和】 （現状）常時雇用労働者が100人以下の中小企業者 （変更）中小企業者（人数条件「100人以下の中小企業者」の廃止） </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支給金額</td> <td colspan="4">取得した休業の期間</td> <td colspan="4">支給金額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">引き続き1週間以上2週間未満</td> <td colspan="4">50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">引き続き2週間以上4週間未満</td> <td colspan="4">75,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">引き続き4週間以上（6か月未満）</td> <td colspan="4">100,000円</td> </tr> </table>									支給要件	男性労働者に、配偶者の出産後1年以内に、「育児のための休業」を取得させた事業主（主たる事業所（本社）が県内に所在する中小企業）に奨励金を支給。 【支給要件の緩和】 （現状）常時雇用労働者が100人以下の中小企業者 （変更）中小企業者（人数条件「100人以下の中小企業者」の廃止）								支給金額	取得した休業の期間				支給金額				引き続き1週間以上2週間未満				50,000円				引き続き2週間以上4週間未満				75,000円				引き続き4週間以上（6か月未満）				100,000円			
支給要件	男性労働者に、配偶者の出産後1年以内に、「育児のための休業」を取得させた事業主（主たる事業所（本社）が県内に所在する中小企業）に奨励金を支給。 【支給要件の緩和】 （現状）常時雇用労働者が100人以下の中小企業者 （変更）中小企業者（人数条件「100人以下の中小企業者」の廃止）																																																	
支給金額	取得した休業の期間				支給金額																																													
	引き続き1週間以上2週間未満				50,000円																																													
	引き続き2週間以上4週間未満				75,000円																																													
	引き続き4週間以上（6か月未満）				100,000円																																													